

令和6年第4回会津坂下町議会定例会会議録

令和6年12月5日から令和6年12月13日まで第4回定例会が町役場に招集された。

令和6年12月5日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1番 高久敏明	2番 五十嵐孝子	3番 目黒克博
4番 物江政博	5番 横山智代	6番 小畑博司
7番 佐藤宗太	8番 五十嵐正康	9番 青木美貴子
10番 五十嵐一夫	11番 水野孝一	12番 酒井育子
13番 山口 享	14番 赤城大地	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	鈴木久	書記	中村夏実
書記	田中啓太		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町長	古川庄平	副町長	板橋正良
教育長	鈴木茂雄	総務課長	佐藤銀四郎
政策財務課長	佐藤秀一	生活課長	新井田英
建設課長	古川一夫	産業課長	長谷川裕一
庁舎整備課長	遠藤幸喜	会計管理者	五十嵐利彦
教育課長	上谷圭一	子ども課長	五十嵐隆裕
監査委員	仙波利郎		

◎開会及び会議の宣告

◎議長（赤城大地君）

ただいまの出席議員は、14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年第4回会津坂下町議会定例会を開会いたします。（開会 午前10時00分）

◎議長（赤城大地君）

本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程（第1号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（赤城大地君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、12番、酒井育子君、13番、山口享君のお二人を指名いたします。

◎会期の決定

◎議長（赤城大地君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

第4回定例会の会期は、お手元にお配りした会期日程（案）のとおり、本日12月5日から12月13日までの9日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、12月5日から12月13日までの9日間と決定いたしました。

◎諸報告について

◎議長（赤城大地君）

日程第3、諸報告についてであります。議長より報告5件を提出いたします。

初めに、町長から報告2件の提出がありました。議長報告第15号「専決処分の報告について 専決第11号 損害賠償の額の確定について」、議長報告第16号「議会に対する町長報告書作成規程に基づく報告書について」であります。

朗読を省略して、順次内容の説明を求めます。

まず、議長報告第15号及び第16号について説明願います。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

おはようございます。

私からはまず、議長報告第15号、町長報告第8号「専決処分の報告について」ご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

専決第11号「損害賠償の額の決定について」ご説明申し上げます。

本件は、令和6年5月27日午前10時30分頃、福島市中町7-5パカラ福島市中町第一駐車場内において発生しました対物事故についての損害賠償であります。

賠償する相手方の住所並びに氏名は、福島県福島市大町5番17号レジデンシャル福島平和通り702、鈴木千明様であります。

損害賠償の額は、駐車場に車をとめようとしたところ、駐車してあった鈴木様の車両に接触し、車体を損傷させたことによる修理に要した13万801円でありまして、地方自治法第180条第1項の規定により令和6年11月5日に専決処分を行ったものであります。ご報告申し上げます。

続きまして、議長報告第16号、町長報告第9号「議会に対する町長報告書作成規程に基づく報告書について」ご説明申し上げます。

これは先の議会からの懸案事項及びその他の事項について報告するものでございます。

一般質問に対して実施または検討するとした事項のうち、政策財務課分、まず一つ目、令和6年第3回定例会、五十嵐議員おただしの第1、観光交通行政についての内容でございます。

内容は継続して内部で検討中であります。

近隣町村、東日本高速道路株式会社、会津乗合自動車株式会社などの関係機関と、高速バス停留所設置のニーズ、費用負担等を含め、設置の可能性について検討・協議してまいりたいというものでございます。

続きまして、建設課分、令和6年第3回定例会において、高久議員おただしの第1、坂下東第一土地区画整理事業についてでございます。

内容は検討を終え、実施に向け準備中でございます。

坂下東第一土地区画整理事業については、事業開始から30年以上が経過し、地権者の方々も代替わりするなど、今まで以上の合意形成なくして事業を進めていくことは大変厳しい状況と認識しております。

そのため、進捗状況や今後の進め方など、説明会の開催は必要不可欠であることから、今年度末までに行政区ごとの説明会開催に向け、区長・自治会長と日程を調整してまいります。特に、原街道沿線の方々を対象とした説明会については、年明け1月中の開催に向け、地元自治会長と早急に開催日程を調整してまいります。

続きまして、産業課分でございます。

(1) 令和6年第3回定例会、佐藤議員おただしの第1、観光行政についてでございます。

その内容につきましては、継続して内部で検討中であります。

J R会津坂下駅長と設置の可能性や要望の手續等について協議をしてまいりたいというものでございます。

(2) 同じく第3回定例会、五十嵐議員おただしのうち、第1、観光交通行政についてでございます。

内容は継続して内部で検討中であり、J R会津坂下駅周辺の駐車場設置について、J R会津坂下駅長と想定される必要な駐車台数等を協議し、駐車場として活用できる場所について検討してまいりたいというものでございます。

以上、ご報告申し上げます。

◎議長（赤城大地君）

以上説明のとおりでありますので、ご承知願います。

続いて、議長報告第17号「例月出納検査の結果報告について」、議長報告第18号「定期監査の結果報告について」及び議長報告第19号「諸般の報告（第4号）について」の3件であります。朗読、説明を省略いたしますので、お手元にお配りした印刷物によりご承知願います。

以上をもって諸報告を終わります。

◎町長施政方針について

◎議長（赤城大地君）

町長より挨拶の申出がありますので、これを許可いたします。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（赤城大地君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

皆さんおはようございます。

本日ここに令和6年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多用にもかかわらず、ご出席を賜り、心から厚く御礼申し上げます。

師走に入り、平地にも小雪が舞い降り、厳しい会津の冬の到来に備え、一年で最も慌ただしい季節を迎えました。

商店街やご家庭ではイルミネーションが飾られ、澄み切った夜空に浮かぶ星とともに、優しく光を灯しております。色とりどりの光は、子供たちに夢や感動を与えるだけでなく、10年後、20年後の会津坂下町の笑顔あふれる姿を照らしております。

このたび、町民の皆様にご協力をいただき、第六次会津坂下町振興計画後期基本計画が策定され、令和7年度から新たなまちづくりをスタートさせることとなりました。

「住み続けたい、やりたい事があふれるまち」の実現に向け、全身全霊をささげ取り組んでまいります。

さて、9月から11月にかけて行われたスポーツイベントでは、町代表チームの熱い戦いがございましたので、ご報告させていただきます。

初めに、9月に開催されました「第18回市町村対抗福島県軟式野球大会」及び10月に開催されました「第11回市町村対抗福島県ソフトボール大会」では、惜しくも初戦敗退となりましたが、選手の皆さんには、町民の熱い思いを背負って、精いっぱい頑張ってくださいました。

次に、11月17日に開催されました「第36回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会」では、昨年よりタイムを6分13秒短縮する5時間38分06秒で、総合24位、町の部9位となり、7年連続・町の部最多30回目の入賞を果たしました。12区では田代直希選手が貫録の走りを見せ、第25回大会以来となる町の部区間賞を獲得しました。1秒を削り出すため、選手の皆さんが最後まで必死に走る姿に勇気と感動を与えていただきました。

これらの大会へ出場するため、万全の準備を整えられてきた関係者皆様のご尽力と、多くの町民の方々の応援に感謝申し上げますとともに、選手皆様の今後ますますのご活躍を期待いたします。

それでは、本定例会に提出いたしました主な案件の概要を申し上げるとともに、当面する町行政の諸課題について、議員皆様をはじめ町民各位のご理解を賜りたいと存じます。

まず、今議会に提案する主な案件について申し上げます。

初めに、「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、令和6年度福島県人事委員会勧告に基づく福島県職員の給与改定に準拠し、会津坂下町職員の給与改定を行うものであります。

次に、「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、11月27日に開催された会津坂下町特別職報酬等審議会におきまして、議会議員の報酬を令和7年度より増額する旨の答申をいただいたことに伴い、改正するものであります。

次に、補正予算について申し上げます。

補正予算につきましては、令和6年度一般会計補正予算（第6号）のほか、特別会計補正予算が6件ございますが、特に、令和6年度一般会計補正予算（第6号）について申し上げます。

歳入歳出にそれぞれ7億474万5,000円を追加し、91億7,484万円とするものであります。

歳入の主なものは、国県支出金の確定に伴う増減のほか、町税やふるさと納税寄附金の増、起債の繰上償還のための減債基金からの繰入金などを計上しました。

歳出の主なものは、福島県人事委員会勧告に基づいた福島県職員の給与改定に準拠した人件費の補正や、事業費の確定に伴う増減、ふるさと納税寄附金の増に伴う返礼品等にかかる経費の増額、県有地である旧農業試験場の取得費などを計上しました。

次に、最近の町政について申し上げます。

初めに、町の最重点事業であります過疎対策事業について申し上げます。

8月に続き、本年度2回目となる婚活イベントを9月14日、15日に開催いたしました。男性12名、女性11名の参加があり、出会いの創出と結婚意欲の高揚を図ることができました。

また、11月9日に東京都内で開催された福島県主催の移住相談会では、16組18名からの移住相談がありました。相談者の中には、改めて移住相談と町での生活に関する説明を受けるため、実際に本町へ訪れる方もいらっしゃいますので、丁寧な対応を行ってまいります。

さらに、今後の移住定住イベントとして、移住モニターツアーを来年1月13日、14日に開催いたします。個々に移住相談を行うとともに、町の伝統祭事である初市大俵引きの体験や食文化等を通じ、本町の魅力を伝えてまいります。

次に、建設行政について申し上げます。

まず、土木建築関係では、阿賀川線舗装整備工事が10月に完了したところであります。今後は、通学路緊急対策として、公園通り線の測量設計を年度内の完成に向けて進めるとともに、来年度の整備完了を目指し、郡山国道事務所と協議を進めてまいります。また、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、蛭川橋外3橋の道路橋梁定期点検を発注したところであります。

坂下東第一土地区画整理事業につきましては、台ノ下地内の道路築造工事を発注したところであり、年度内の完了を目指して進めてまいります。

次に、上水道関係では、町道北裏通り線配水管布設替え工事外1路線について、年度内の完成に向けて進めているところであります。

次に、公共下水道関係ですが、坂下中央処理区では、町道坂下青津線管渠工事外1路線の管渠埋設工事を、坂下東処理区では、上口地内管渠埋設工事を実施しており、年度内の完了を目指して進めてまいります。

また、上下水道管路DB整備事業につきましては、工事に着手し、令和7年度の整備完了に向けて順次進めているところであります。

次に、農業行政について申し上げます。

昨年の記録的猛暑や水不足の影響を受け、令和5年産米は収穫量の減少や品質低下が顕著に見られました。これらの要因から主食用米の流通量が減少し、いわゆる「令和の米騒動」が生じたことを背景に、本年産米の取引価格が上昇しております。しかし同時に、生産コストも高騰しているため、必ずしも農家所得の向上にはつながっていないと考えております。

このような状況の中で、生産規模の縮小や離農が進み、遊休農地が増大していくことが懸念されていることから、「ふくしまならではの畑作物産地づくり推進事業」により、国産需要が高まっている麦・大豆の収量・品質向上の技術確立の取組を推進することで、農地の遊休化防止と農家所得の確保を図ってまいります。

さらに、現在策定中の地域計画に位置づけられる担い手の支援として、「地域計画担

い手確保事業」を積極的に活用し、機械・施設等の生産基盤強化を支援することで、集落農業の継続を図り、農業・農地が持つ多面的機能の維持・発揮につなげてまいります。

次に、市街地活性化及び観光物産行政について申し上げます。

まず、市街地活性化では、11月16日に「ばんげ商店街ぶらりさんぽ」を開催いたしました。これは、商店街を歩いて散策しながら様々な店舗を巡り、商店街の魅力を再発見するという取組であり、町内外から16名の方に参加していただきました。

今後も、町民自らが町を知る機会を創出しながら、町民が愛してやまない町の魅力を発信し、会津坂下町のファンを獲得していくことで、多くの方々に来町していただき、市街地活性化につなげてまいります。

次に、観光物産行政では、新潟県長岡市栃尾地域での冷やしラーメン食べ比べイベントに続き、10月13日には「とちお自慢市・油揚げまつり」、11月9日には「街道筋お国自慢サミット」に参加してまいりました。観光PRや物産販売を通して情報交換をしてまいりましたが、多くの方々が「冷やしラーメン」や「馬刺し」などを求めて来町してくださっているとのことであります。

今後も、首都圏だけではなく、近県・隣県での観光PRや物産販売を通して町の魅力を発信し、交流人口・関係人口の増加と物産販売の促進を図ってまいります。

次に、新庁舎建設について申し上げます。

町では、11月18日から12月3日までの間、7地区において「新庁舎建設についての町民懇談会」を開催し、建設候補地の比較検討資料を基に、多くの町民の皆様にご意見を伺ったところであります。今後は、懇談会で頂戴した様々なご意見を踏まえ、「建設予定地を含む新庁舎建設の基本的な方針」を定めてまいります。

そして、その方針を基に、再度、新庁舎建設検討委員会や町民懇談会を開催して町民の皆様との議論を行い、同時に、議員の皆様にもご意見をお伺いした上で、令和7年3月までに、新庁舎の建設場所や規模についての方針を決定いたします。

次に、教育行政について申し上げます。

中学校部活動では、剣道・バスケットボール・陸上競技・ソフトテニスの4種目で休日の活動を中心に地域移行を開始しております。今後も、関係機関、各種団体等との協議を進めながら、実施種目の増加と活動環境の整備を図ってまいります。

また、二十歳の集いについては、対象者への意向調査により次回以降は1月に開催することとし、直近では、令和7年1月12日の日曜日に中央公民館において実施いたします。

最後に、本定例会に上程いたしました案件につきましては、あらかじめ印刷物によりお手元に差し上げたとおりであります。その内容につきましては、各担当課長より説明させますので、何とぞ慎重なるご審議の上、原案のとおり議決賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議案第54号から議案第62号の一括上程

◎議長（赤城大地君）

日程第4、議案第54号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」から、議案第62号「令和6年度会津坂下町下水道事業会計補正予算（第3号）」までの9件を一括議題といたします。

一括議題とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記（田中啓太君）

議案第54号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第55号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第56号 令和6年度会津坂下町一般会計補正予算（第6号）

議案第57号 令和6年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第58号 令和6年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第59号 令和6年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第60号 令和6年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

議案第61号 令和6年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第3号）

議案第62号 令和6年度会津坂下町下水道事業会計補正予算（第3号）

◎議長（赤城大地君）

これより、一括議題とした議案について、順次説明を求めます。

◎議長（赤城大地君）

初めに、議案第54号及び議案第55号について説明願います。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

改めまして、おはようございます。

私からは、議案第54号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、まず、ご説明申し上げます。

今回の改正は、福島県人事委員会の勧告に基づく福島県職員の給与改定に準拠し町条例を改正するものであります。

改正の内容は、月例給については民間給与との格差を調整するため、若年層に重点を置きつつ、全ての給料月額を引上げ改正し、4月に遡って、給料表を平均で3.32%引き上げるものであります。期末・勤勉手当につきましては、民間の年間支給割合が、職員の期末・勤勉手当を0.15月上回る結果となったことから、給料表及び期末・勤勉手当の支給月数を改めるものであります。

また、寒冷地手当や宿日直手当につきましても、県に準拠し改正したいというものです。

この改正条例の第1条は、県の改正に準拠し宿日直手当及び給料表、さらに寒冷地手当の改正と、期末・勤勉手当の支給月数の引上げ分0.15月分を12月に支給するよう改めるもので、第2条は、令和7年度以降は期末・勤勉手当の支給月数を6月及び12月にそれぞれ0.075月ずつ加算するよう改めるものであります。

詳細については、資料の新旧対照表によりご説明申し上げますので、新旧対照表の第1条参考資料をご覧ください。

右の旧が改正前、左の新が改正後であり、下線部が改正箇所であります。

改正後の字句等に句読点が含まれておりますが、説明する際は、省略いたしますので、あらかじめご了解を賜りますようよろしくお願いいたします。

1ページの第19条第1項は、「5,500円」を「5,600円」に改めるものです。

第20条第2項は、「、6月に支給する場合には」と「、12月に支給する場合には100分の127.5」を加えるものであります。同条第3項は、「、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と」を加えるものでございます。

第21条第2項第1号は、「、6月に支給する場合には」と「、12月に支給する場合には100分の110」を加え、同項第2号は「、6月に支給する場合には」と、2ページに移りまして、「、12月に支給する場合には100分の51.25」を加えるものであります。

第22条第2項は、「17,800円」を「19,800円」に、「10,200円」を「11,400円」に、「7,360円」を「8,200円」にそれぞれ改めるものであります。

さらに、別表第1（第3条関係）の行政職給料表を6ページまでのとおり、おののお改めるものでございます。

次に、7ページの第2条参考資料の新旧対照表をご覧ください。ここからは改正が多岐にわたるため、改正後の新のみの説明とさせていただきます。

第20条第2項は「100分の125」に改め、同条第3項は「「100分の125」とあるのは「100分の70」」に改めます。

第21条第2項第1号は「100分の105」に改め、同条第2号は「100分の50」に改めます。

次に、議案に戻っていただきまして、7ページをご覧ください。

附則といたしまして、第1条第1項は、この条例は公布の日から、ただし、第2条の規定は令和7年4月1日から施行するものであります。

第2項として、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定は、令和6年4月1日から適用するものであります。

第2条は、改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。というものであります。

説明は、以上です。

続きまして、議案第55号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明をいたします。

今回の改正は、令和6年11月27日に開催されました会津坂下町特別職報酬等審議会において、議会議員の報酬を増額改定する旨の答申をいただいたことに伴い、町条例を改正するものでございます。

改正の内容は、議長の報酬月額については、全国町村議会議長会の決議や年間公務の日数等を考慮し、町長給料月額の2分の1の額に、議長以外の議員の報酬月額については、議員報酬最終改定の平成9年度から令和5年度までの町職員大卒者初任給の上昇率が19.7%であることから、その分を増額するものであります。

詳細につきましては、資料の新旧対照表によりご説明申し上げますので、新旧対照表をご覧ください。

右の旧が改正前、左の新が改正後でありまして、下線部が改正箇所であります。

別表第1における「299,000円」を「398,000円」に、「242,000円」を「289,000円」に、「227,000円」を「271,000円」に、「221,000円」を「264,000円」に改めるものであります。

次に、議案に戻っていただき、附則としましては、この条例は令和7年4月1日から施行したいというものであります。

なお、巻末に関連資料として過日開催されました特別職等審議会の諮問書及び答申書の写しを添付いたしましたのでご覧いただきたいというふうに思います。

説明は、以上です。

◎議長（赤城大地君）

続いて、議案第56号について説明願います。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

おはようございます。

議案第56号「令和6年度会津坂下町一般会計補正予算（第6号）」について説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に7億474万5,000円を追加し、予算の総額を91億7,484万円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による、とするものであります。

次に、第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による、とするものです。

次に、第3条、地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による、とするものです。

今回の補正予算は、福島県人事委員会勧告に基づく県職員給与改定に準拠した人件費の補正や、補助金・事業費の確定に伴う増減、ふるさと納税寄附金の増額による返礼品等にかかる事業費の増額、県有地である旧農業試験場を公共用事業用地として購入をするものであります。

福島県人事委員会の勧告の内容であります、月例給については、民間給与との公民較差を埋めるため、若年層に重点を置きつつ、全ての号給の給料月額を改定、また、一時金（期末・勤勉手当）についても、民間の支給実態に基づき0.15月引上げ、年間支給月数を4.60月分とするというものであります。

本町におきましては、福島県人事委員会勧告に準拠し、全ての常勤職員170名の月例給を月額2,700円から2万6,600円引上げ、一般会計では1,742万8,000円の増となります。なお、特別会計を含めると1人当たり平均で12万2,582円となります。

職員手当等については、期末手当が0.05月、勤勉手当が0.1月引上げとなり、一般会計では1,458万6,000円の増となります。特別会計を含めると1人当たり9万7,706円となります。

また、一般会計の時間外手当の差額分は84万5,000円の増で、共済費や特別会計への繰出金を含めた、常勤職員の一般会計分は4,308万8,000円の増額、企業会計を含めました常勤職員の総額では4,558万8,000円の増額となります。

さらに、会計年度任用職員についても、常勤職員同様に遡及改定となり、対象者は151名で、一般会計と特別会計を合わせまして5,019万2,000円の増額となります。

常勤職員と会計年度任用職員を合わせた総額では、9,578万円の増額となります。

1 ページをご覧ください。

「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、事項別明細書によりご説明をいたします。

5 ページをご覧ください。

「第2表 債務負担行為補正」についてご説明をいたします。今回の補正では、追加が1件であります。

会津西部斎苑管理運営業務委託料で、期間は令和7年度から令和9年度までであり、限度額は、1億69万4,000円であります。現在の委託先との契約が令和6年度で終了することから、新たに委託先を選定し、令和6年度中に契約を締結し、準備期間を経て、令和9年度までの委託業務にかかる債務負担行為を設定するものであります。

6 ページをご覧ください。

「第3表 地方債補正」についてご説明をいたします。今回の補正では、追加が1件です。

「公共用地先行取得事業」は、福島県の所有する旧農業試験場を多目的広場及び駐車場に係る公共用事業用地として取得するため、公共用地先行取得等事業債2億200万円を追加するものであります。

事項別明細書についてご説明を申し上げます。

1 ページ、総括の歳入につきましては、1款町税から21款町債まで、補正前の額84億

7,009万5,000円、補正額 7 億474万5,000円の増、補正後の額91億7,484万円となります。

2 ページをご覧ください。

歳出につきましては、1 款議会費から14款予備費まで、補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、歳入と同額になります。

財源内訳につきましては、国県支出金が4,171万4,000円の増、地方債が 2 億200万円の増、その他特定財源が 2 億5,268万2,000円の増、一般財源が 2 億834万9,000円の増であります。

3 ページをご覧ください。

2、歳入の詳細についてご説明をいたします。

1 款 1 項 1 目個人町民税、補正額1,217万円の増は、徴収率の増により増額をするものであります。

2 項 1 目固定資産税、補正額900万円の増は、徴収率の増により増額をするものであります。

3 項 2 目軽自動車税種別割、補正額110万円の増は、徴収率の増により増額するものであります。

4 ページをご覧ください。

4 項 1 目町たばこ税、補正額700万円の増は、販売本数の増により増額をするものであります。

14款 1 項 1 目民生費国庫負担金、補正額1,309万6,000円の増は、報酬改定に伴う、障がい者・障害児のサービス利用料の増により自立支援給付費等負担金及び障害児施設給付費等負担金を増額するもので、補助率は両負担金とも 2 分の 1 であります。

2 項 2 目民生費国庫補助金、1 節障がい者福祉費補助金、27万2,000円の増は、制度改正による自立支援給付審査支払システムの改修に係る補助金を増額するもので、補助率は 2 分の 1 であります。

2 節児童福祉費補助金、400万6,000円の増は、こども家庭センターの統括支援員分が交付対象となったことにより、子ども・子育て支援交付金を増額するもので、補助率は 3 分の 2 であります。

5 ページをご覧ください。

5 目教育費国庫補助金、補正額87万1,000円の増は、歯科疾患予防事業に対する医療施設運営費等補助金の補助率が10分の 5 から10分の10に変更になったことにより増額をするものであります。

15款 1 項 2 目民生費県負担金、補正額654万7,000円の増は、国負担金同様、報酬改定による障がい者・障がい児のサービス利用料の増により、県負担金を増額するもので、補助率は 4 分の 1 であります。

2 項 2 目民生費県補助金、1 節障がい者福祉費補助金、164万4,000円の増は、重度心身障がい者の医療費補助の給付件数の増により増額をするものであります。

3 節児童福祉費補助金、補正額750万9,000円の増は、まず、子どもの医療費補助金 650万8,000円の増は、子供の医療費の増により増額をするものであります。子ども・子

育て支援交付金100万1,000円の増は、こども家庭センターの統括支援員分の県交付金を増額するもので、補助率は6分の1であります。

6ページをご覧ください。

4目農林水産業費県補助金、補正額776万9,000円の増は、まず、農業委員会交付金、農業委員会費補助金は交付金の確定により減額をするものであります。

地域担い手育成支援事業補助金323万8,000円の減は、事業費の確定による減、野生鳥獣被害防止地域づくり事業補助金は、1行政区の申請取りやめ、2行政区の事業費確定により減額をするものであります。

農地利用最適化交付金は、交付金の確定により減額をするものであります。

地域計画担い手確保支援事業補助金、1,025万5,000円の増は、8件の採択、1件の採択見込みにより増額をするものであります。

ふくしまならではの畑作物産地づくり推進事業補助金、302万円の増は、麦・大豆の安定供給のため、収量・品質向上に向けた取組を支援するもので、3件の採択見込みにより計上をするものであります。

新規就農者育成総合対策事業補助金、150万円の増は、次世代を担う農業者の育成・確保のため、新規就農者の就農初期の不安定な経営状況の支援と、経営発展に向けた機械・施設等の導入を支援するもので、1件の採択により計上をするものであります。

7ページをご覧ください。

16款1項1目財産貸付収入、補正額47万4,000円の増は、旧糸桜里の湯ばんげの建物貸付料で町内企業に貸し付けるため計上をするものであります。

17款1項1目一般寄附金、補正額73万5,000円の増は、「町政発展」及び「新庁舎建設」のためご寄附をいただきました2件分を計上するものであります。

2目ふるさと納税寄附金、補正額2億4,000万円の増は、ふるさと納税の実績が上がっているため、本年度4億5,000万円の収入を見込み、増額をするものであります。

3目企業版ふるさと納税寄附金、補正額400万円の増は、株式会社あいづダストセンター、ゼロワットパワー株式会社の2社から「定住人口対策事業」のためご寄附をいただいたものであります。企業版ふるさと納税は、寄附を受けた当該年度に実施をする事業に充当する必要があることから、過疎対策事業（定住人口対策）に充当をしております。

18款1項2目公共施設整備基金繰入金、補正額464万2,000円の増は、旧片門幼稚園解体工事の設計額の変更により増額をするものであります。

8ページをご覧ください。

5目減債基金繰入金、補正額1億7,160万円の増は、利率の高い農業生産基盤整備事業債1本を繰上償還するため計上をするものであります。

20款4項4目雑入、補正額1,031万円の増は、まず、後期高齢者医療療養給付費過年度分276万5,000円の増は、令和5年度の後期高齢者医療療養給付費の実績額確定により交付をされるものであります。重度心身障害者医療費返還金は、昨年度から重度心身障害者の医療費が現物給付となったことに伴い、高額療養費の該当分の返還金を計上する

ものであります。

湯川村学校給食業務受託料は、賄材料費の増により受託料を増額するものであります。多面的機能支払交付金返還金は、6行政区の令和5年度の事業費確定による交付金の返還になります。デジタル基盤改革支援補助金は、地方公共団体情報システムの標準化に伴う外字再同定作業分が交付をされるものであります。

過年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金及び過年度子育てのための施設等利用給付交付金国庫負担金・県負担金は、令和5年度の実績により追加交付されるものであります。

9ページをご覧ください。

分収造林立木処分代、77万円の増は、大字船杉字品ノ木沢の国有地2万1,599平米の分収造林（昭和15年造林）を、成林後に販売し、あらかじめ契約した割合で分収をしたもので、町7割、国3割となっております。

21款町債につきましては、第3表の地方債の補正によりご説明したとおり、追加が1件になります。公共用地先行取得事業債2億200万円を増額し、起債の総額を3億6,369万3,000円といたします。財政健全化アクションプランでは、毎年度の起債上限を2億円以内としておりますが、本年度限りの特殊事情により起債上限を超えての借入れとなります。

10ページをご覧ください。

3、歳出についてご説明をいたします。

1款1項1目議会費、補正額40万5,000円の増は、人事委員会勧告による人件費になります。

2款1項1目一般管理費、補正額3億5,501万2,000円の増は、まず、1節報酬は、会計年度任用職員の雇用形態の変更及びバスの休日稼働日数の増により運転手の人件費及び人勸による会計年度任用職員の人件費になります。

2節給料105万9,000円の減は、人勸による職員・会計年度任用職員の給料は増額となりますが、会計年度任用職員の雇用形態の変更や、年度途中の退職等の人件費の調整により減額となります。

11ページをご覧ください。

3節職員手当等から12ページの4節共済費までは、人勸による職員の人件費の増、退職等による人件費の調整による補正となります。

次に、7節報償費8,700万円の増は、ふるさと納税寄附者に対する返礼品等にかかる経費を増額するものであります。

10節需用費117万1,000円の増は、まず啓発資材はふるさと納税寄附金拡大のための啓発資材の購入費になります。印刷製本費は物価高騰による印刷単価の増により増額をするものであります。

11節役務費1,795万6,000円の増は、まず、郵便料は10月からの郵便料の値上げにより増額をするものであります。運送料は、ふるさと納税の寄附額増加により増額するものであります。ボイラー清掃及び検査料は、ボイラー清掃代の増により増額をするもので

あります。

12節委託料、1,276万円の増は、ふるさと納税の寄附額増加に伴い、返礼品発注等業務委託料を増額するものであります。

13ページをご覧ください。

13節使用料及び賃借料、2,651万5,000円の増は、ふるさと納税ポータルサイトの使用料を増額するものであります。

16節公有財産購入費、補正額2億225万円の増は、福島県所有の旧農業試験場を多目的広場及び駐車場に係る公共用事業用地として取得するため、計上するものであります。

2目文書広報費、補正額17万7,000円の増は、広報で使用している一眼レフカメラが故障したため、購入費を計上するものであります。

5目財産管理費、14節工事請負費、464万2,000円の増は、旧片門幼稚園解体工事にかかる設計金額の変更により増額をするものであります。

24節積立金、9,665万5,000円の増は、まず、財政調整基金は一般寄附1件とふるさと納税2億4,000万円の増から返礼品等の経費と行政センター建設整備基金積立分を差し引いた分で、6,380万7,000円を積立するもので、年度末の基金残高は、8億4,002万1,000円となる見込みであります。

次に、行政センター建設基金は一般寄附1件と、ふるさと納税2億4,000万円の増のうち、返礼品等の経費を差し引いた額に対し、寄附目的のうち「庁舎建設のため」、「町長おまかせ」分の3,284万8,000円を積立するもので、年度末の基金残高は、10億4,044万2,000円となります。

6目企画費、2節から14ページ、3節までは、人勸による地域づくりコーディネーターの人件費になります。

10節需用費、17万7,000円の増は、消防施設の点検により川西・八幡コミュニティセンターの消火器と広瀬・川西コミュニティセンターの熱感知器を交換するため増額をするものであります。

11節役務費、32万5,000円の増は、後期基本計画に掲げてあります重点施策であります持続可能な公共交通の確立を目指し、アンケート調査を実施するため郵便料を計上するものであります。

8目電算管理費、補正額43万8,000円の増は、システムの標準化に係る外字再同定作業を委託するため増額をするものであります。

9目過疎対策費、補正額9万円の増は、空き家改修の件数増により増額をするものであります。

15ページをご覧ください。

2項1目税務総務費補正額286万2,000円の増のうち2節及び3節は、人勸による職員の人件費になります。

12節委託料、93万円の増は、定額減税に対応するため申告相談システムの改修費を増額するものであります。

3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額184万7,000円の増は、人勸による職員・会計年

度任用職員の人件費になります。

17ページをご覧ください。

4 項 1 目選挙管理委員会費、補正額30万5,000円の増は、人勸による職員の人件費になります。

5 項 1 目統計調査総務費、補正額35万5,000円の増は、人勸による職員の人件費になります。

18ページをご覧ください。

3 款 1 項 1 目社会福祉総務費、補正額529万4,000円のうち、2 節から19ページの 4 節までは、人勸等による職員及び会計年度任用職員の人件費の補正になります。

12節委託料33万7,000円の増は、後期高齢者の健康診査の日程追加により、受診者が増加をするため増額をするものであります。

27節繰出金343万2,000円の増は、人勸による職員・会計年度任用職員の人件費の増により国民健康保険特別会計・後期高齢者医療特別会計・介護保険特別会計の繰出金になります。

2 目障がい者福祉費、補正額3,023万6,000円の増は、11節役務費は、重度心身障がい者医療費の給付件数増により審査支払手数料を増額するものであります。

20ページをご覧ください。

12節委託料、54万5,000円の増は、制度改正に伴う自立支援給付審査支払等システムの改修費を計上するものであります。

13節使用料及び賃借料、1 万円の増は、初市に合わせ開催している福祉まつりの会場が中央公民館から空き店舗に変更となったため、使用料を計上するものであります。

19節扶助費、2,948万1,000円の増は、まず、重度障がい者支援事業は重度心身障がい者医療費の給付件数の増により増額、自立支援給付費及び障がい児給付費は報酬改定により給付費の増額となります。

22節償還金利子及び割引料は、高額介護合算療養費に該当したことによる後期高齢から返還された額の県補助金相当額を返還するため計上をするものであります。

2 項 1 目児童福祉総務費、補正額300万9,000円の増は、1 節から21ページ、4 節までは、人勸等による職員・会計年度任用職員の人件費の補正になります。

12節委託料は、養育支援訪問の対象世帯の増により訪問回数が増加するため、増額をするものであります。

22節償還金利子及び割引料、45万5,000円の増は、子ども・子育て支援交付金の確定により返還金を計上するものであります。

2 目児童措置費、補正額10万円の増は、児童手当交付金の確定により返還金を計上するものであります。

3 目母子福祉費、補正額680万8,000円の増は、19節扶助費は、児童医療費の増により増額をするものであります。

22ページをご覧ください。

22節償還金利子及び割引料は、未熟児養育医療費負担金及び養育医療給付事業負担金

の確定により返還金を計上するものであります。

4 目児童福祉施設費、補正額442万円の増は、人勸等による職員・会計年度任用職員の人件費の補正になります。

23ページをご覧ください。

4 款 1 項 1 目保健衛生総務費、補正額98万3,000円の増は、人勸等による職員の人件費の補正になります。

2 目予防費、補正額3,342万8,000円の増は、新型コロナウイルス感染症ワクチンの予防接種費用・接種体制確保事業の実績による負担金・補助金の返還金及び出産・子育て応援給付金の確定による返還金を計上するものであります。

6 款 1 項 1 目農業委員会費は、補正額はございませんが、財源内訳の補正となります。

2 目農業総務費、補正額164万1,000円の増は、2 節から、24ページの3 節までは人勸による職員の人件費の増及び扶養手当の該当により増額をするものであります。

10 節需用費及び26 節公課費は公用車の廃車により公用車にかかる経費の減となります。

3 目農業振興費、補正額921万6,000円の増は、2 節から25ページ、4 節までは人勸による会計年度任用職員の人件費になります。

18 節負担金補助及び交付金は、まず、地域計画担い手確保支援事業1,025万5,000円の増は、8 件の採択、1 件の採択見込みにより増額をするものであります。

地域担い手育成支援事業は事業費の確定により減額をするものです。

野生鳥獣被害防止地域づくり事業は、1 行政区の申請取りやめ、2 行政区の事業費確定により減額をするものであります。

新規就農者育成総合対策事業は、新規就農者の就農初期の不安定な経営の状況の支援と、経営の発展に向けた機械・施設等の導入を支援するもので、1 件の採択により経営開始資金150万円を計上するものであります。

ふくしまならではの畑作物産地づくり推進事業は、麦・大豆の安定供給のため収量・品質向上に向けた取組を支援するもので、3 件の採択見込みにより、必須技術に加え、選択技術の導入技術数に応じた額の302万円を計上するものであります。

26ページをご覧ください。

5 目農地費、補正額220万3,000円の増は、2 節及び3 節は、人勸等による職員の人件費の補正になります。

22 節償還金利子及び割引料は、6 行政区の令和5年度の多面的機能支払交付金の確定による返還金になります。

7 款 1 項 1 目商工総務費、補正額129万2,000円の増は、人勸による職員の人件費になります。

27ページをご覧ください。

3 目観光費、補正額29万7,000円の増は、イベント等の増加により観光ガイドブックが不足するため、印刷製本費を増額するものであります。

8 款 1 項 1 目土木総務費、補正額126万7,000円の増は、人勸による職員の人件費になります。

28ページをご覧ください。

2 項 1 目道路維持費、補正額101万3,000円の増は、2 節から 4 節は人勸による除雪オペレーターの人件費の増、採用・経験年数による人件費の補正になります。

14節工事請負費、100万円の増は、道路陥没等の補修のため増額するものであります。

29ページをご覧ください。

4 項 1 目都市計画総務費は、人勸による職員の給料・手当は増額となりますが、退職による人件費の精査により32万2,000円の減額となります。

2 目土地地区画整理費、補正額28万2,000円の増は、人勸による人件費の増による繰出金の増になります。

3 目都市下水路費、補正額617万円の増は、都市下水路 1 号、2 号の現地調査・協議により設計額が増加するため増額をするものであります。

30ページをご覧ください。

9 款 1 項 1 目非常備消防費、補正額 7 万5,000円の増は、防災用端末の無停電電源装置の経年劣化により更新するものであります。

2 目消防施設費、補正額 9 万9,000円の増は、宇内消防車庫屯所の上水道加入金を計上するものであります。

10款 1 項 2 目事務局費、補正額213万2,000円の増は、人勸による職員・学校教育アドバイザーの人件費の増及び人件費の精査、扶養手当の該当による補正になります。

31ページをご覧ください。

3 目子ども支援費、補正額235万6,000円の増は、2 節及び3 節は、人勸による職員の人件費の増及び人件費の精査による補正となります。

22節償還金利子及び割引料は、令和 5 年度に実施した子育て世帯特別給付金事業の事業費の確定による返還金になります。

2 項 1 目小学校学校管理費、補正額196万6,000円の増は、1 節は人勸による用務員の人件費になります。

32ページをご覧ください。

10節需用費は坂下東小の熱感知器交換や、坂下南小の浄化槽マンホールの蓋交換、家庭科室の水栓配管を修繕するため増額をするものであります。

14節工事請負費、59万4,000円の増は、介助が必要な園児が坂下東小学校へ次年度入学するのに伴い、手すりの設置工事費を計上するものであります。

2 目小学校教育振興費、補正額681万1,000円の増は、特別支援教育支援員の勤務形態の変更、及び人勸による人件費になります。

3 項 1 目中学校学校管理費、補正額54万8,000円の増は、人勸による用務員、事務補助員の人件費になります。

33ページをご覧ください。

4 項 1 目幼稚園費、補正額1,130万5,000円の増は、人勸による職員・会計年度任用職員の人件費の増及び人件費の精査による補正となります。

34ページをご覧ください。

5 項 1 目社会教育総務費、補正額154万9,000円の増は、人勸による職員の人件費及び扶養手当の該当による増となります。

35ページをご覧ください。

2 目公民館費、補正額40万5,000円の増は、人勸による図書司書の人件費になります。

4 目埋蔵文化財発掘調査費、補正額256万8,000円の増は、人勸等による発掘作業員・調査員の人件費になります。

36ページをご覧ください。

5 目指定文化財管理費、補正額45万1,000円の増は、人勸による会計年度任用職員の人件費になります。

6 項 1 目保健体育総務費、補正額51万3,000円の増は、2 節、3 節は人勸による職員の人件費になります。

37ページをご覧ください。

7 節報償費、10万円の増は、東北・全国大会への出場者の増によりスポーツ大会奨励金を増額するものであります。

2 目学校給食費、補正額670万7,000円の増は、2 節、3 節は人勸による職員の人件費になります。

10 節需用費、623万3,000円の増は、物価高騰により賄材料費を増額するものであります。なお、今回の賄材料費の増に伴う給食費の見直し等を行わないということでありま

す。

12 節委託料、19万1,000円の増は、児童手当制度の改正により次年度から支払月数を変更するため、システム改修費を計上するものであります。

38ページをご覧ください。

12 款 1 項 1 目元金、補正額 1 億7,170万円の増は、利率の高い農業生産基盤整備事業債 1 本を繰上償還するため計上をしたものであります。繰上償還は12月下旬を予定しております。なお、約1,300万円ほどの利子の支払いが削減されることとなります。

3 目公債諸費、補正額 5 万5,000円の増は、繰上償還に必要な手数料を計上しました。

最後に、13 款 1 項 1 目予備費、補正額7,880万8,000円の減は、歳入歳出額の調整による減額となり、これにより予備費総額は1,883万円となります。今後、豪雪等による不測の事態に対しましては、財政調整基金により対応をまいります。

説明は以上です。

◎議長（赤城大地君）

休憩のため休議といたしたいと思います。

（午前11時04分）

再開を11時15分といたします。

（休議）

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

(午前11時15分)

続いて、議案第57号から議案第59号までについて説明願います。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（赤城大地君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

私からは、議案第57号「令和6年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

令和6年度会津坂下町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額に歳入歳出それぞれ536万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億1,773万1,000円としたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、福島県人事委員会勧告に伴う県の給与改定に準拠した補正と社会保障・税番号制度システム整備等補助金の内示による特別調整交付金の補正が主なものとなります。

詳細を事項別明細書によりご説明申し上げます。

1ページをお開きください。1の総括であります。

まず、歳入であります。

4款県支出金及び6款繰入金の合計に536万7,000円を追加し、歳入合計を19億1,773万1,000円にするというものであります。

次に、2ページをお開きください。歳出であります。

1款総務費から9款予備費までの合計に、536万7,000円を追加し、歳入合計と同額の19億1,773万1,000円にするというものであります。

財源内訳は、国県支出金330万7,000円の増、一般財源206万円の増となります。

次に、3ページをお開きください。3ページ以降は詳細の説明であります。

2の歳入であります。

4款1項1目保険給付費等交付金、2節特別交付金、330万7,000円の増は、社会保障・税番号制度システム整備等補助金の内示によるものです。

6款1項1目一般会計繰入金、206万円の増は、福島県人事委員会勧告に伴う県の給与改定に準拠した職員給与等の増であります。

次に、4ページをお開きください。3の歳出であります。

1款1項1目一般管理費、332万2,000円の増は、2節給料から4節共済費まで福島県人事委員会勧告に伴う県の給与改定に準拠した職員給与等の増であり、11節役務費66万

3,000円の増は、マイナ保険証移行に係る加入者情報のお知らせ発送による増額費用であります。

5ページになります。

1款1項2目連合会負担金26万7,000円の増は、国保連システム改修によるものでございます。

1款5項1目収納率等特別対策事業費2万4,000円の増は、福島県人事委員会勧告に伴う県の給与改定に準拠した職員給与等の増であり、5ページから6ページにかかります。

5款2項2目疾病予防費、59万9,000円の増においても、2節給料から4節共済費まで人事委員会勧告に伴う県の給与改定に準拠した職員給与等の増であります。

6ページから7ページにかかります。

5款3項2目保健指導事業費40万4,000円の増においても、2節給料から4節共済費まで福島県人事委員会勧告に伴う県の給与改定に準拠した職員給与等の増であります。

9款1項1目予備費は75万1,000円の増で、6,027万3,000円となります。

以上、補正予算の説明となります。

続きまして、議案第58号「令和6年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

令和6年度会津坂下町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額に歳入歳出それぞれ146万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億3,049万1,000円としたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、福島県人事委員会勧告に伴う県の給与改定に準拠した補正とそれに係る国・県・町等の負担割合に係る補正となります。

詳細を事項別明細書によりご説明申し上げます。

1ページをお開きください。1の総括になります。

まず、歳入であります。

3款国庫支出金から7款繰入金まで合計に146万6,000円を追加し、歳入合計を24億3,049万1,000円にするというものであります。

次に2ページの歳出であります。1款総務費から6款予備費までの合計に146万6,000円を追加し、歳出合計を歳入合計と同額の24億3,049万1,000円にするというものです。

財源内訳は、国県支出金が22万8,000円の増、その他財源が16万4,000円の増、一般財源が107万4,000円の増であります。

3 ページ以降は詳細の説明となります。

2 の歳入であります、3 款 2 項 2 目地域支援事業交付金15万2,000円の増から4 ページ 7 款 1 項 4 目その他一般会計繰入金99万8,000円の増まで、国県等の負担割合に応じた負担金等及び、一般会計繰入金を計上しております。

5 ページをご覧ください。3 の歳出であります。

1 款 1 項 1 目一般管理費99万8,000円の増は、福島県人事委員会勧告に伴う県の給与改定に準拠した人件費の補正となり、同じく、3 款 2 項 1 目一般介護予防事業費60万9,000円の増は、同じく福島県人事委員会勧告に伴う県の給与改定に準拠した人件費の補正となります。

6 款 1 項 1 目予備費は、14万1,000円の減で8,011万9,000円となります。

以上、補正の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第59号「令和6年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」について、ご説明申し上げます。

令和6年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによりたいとするものです。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額に、歳入歳出それぞれ29万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億2,403万6,000円にしたいとするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいとするものです。

今回の補正は、福島県人事委員会勧告に伴う県の給与改定に準拠した補正となります。詳細を事項別明細書によりご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。1 の総括の説明になります。

まず、歳入です。

3 款繰入金に29万8,000円を追加し、歳入合計を2億2,403万6,000円にするということです。

次に歳出ですが、2 ページになります。

1 款総務費に29万8,000円を追加し、歳出合計を歳入合計と同額の2億2,403万6,000円にするということです。財源内訳では、一般財源29万8,000円の増となります。

3 ページをお開きください。詳細の説明となります。

2 の歳入であります。

3 款 1 項 1 目事務費繰入金、1 節職員給与費等繰入金、29万8,000円の増は、福島県人事委員会勧告に伴う県の給与改定に準拠した補正に係る一般会計繰入金分です。

4 ページをお開きください。

3 の歳出です。

1 款 1 項 1 目一般管理費29万8,000円の増は、同じく福島県人事委員会勧告に伴う県の給与改定に準拠した人件費の補正となります。

以上、説明となります。

◎議長（赤城大地君）

次に、議案第60号から議案第62号までについて説明願います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

私からは、議案第60号「令和6年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）」について、ご説明申し上げます。

令和6年度会津坂下町の坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,880万1,000円としたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、福島県人事委員会勧告に伴う県の給与改定に準拠した人件費を計上したものであります。

1ページをお開きください。「第1表 歳入歳出予算補正」であります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

事項別明細書の1ページをお開きください。1、総括、歳入であります。

3款繰入金を28万2,000円追加し、補正後の歳入合計は1億9,880万1,000円となります。

2ページをお開きください。歳出であります。

1款事業費を28万2,000円追加し、補正後の歳出合計は1億9,880万1,000円となります。財源内訳につきましては、一般財源が28万2,000円の増であります。

3ページをご覧ください。歳入であります。

3款1項1目一般会計繰入金を28万2,000円追加したいというものであります。

4ページをお開きください。歳出であります。

1款1項1目坂下東第一地区事業費を28万2,000円追加したいというものであります。この内訳としまして、2節給料、14万4,000円の増、3節職員手当等、13万7,000円の増、4節共済費、1,000円の増は、福島県人事委員会勧告に伴う県の給与改定に準拠した人件費の補正であります。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第61号「令和6年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第3号）」について、ご説明申し上げます。

第1条、令和6年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第2条、令和6年度会津坂下町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正したいというものであります。

第1款水道事業費用を、既決予定額4億7,179万8,000円に194万7,000円を追加し、4億7,374万5,000円に改めたいというものであります。

次に、第3条では、予算第7条に定めた職員給与費の既決予定額3,154万6,000円に194万7,000円を追加し、3,349万3,000円に改めるものであります。

今回の補正は、福島県人事委員会勧告に伴う県の給与改定に準拠した人件費を計上したものであります。

1ページをお開きください。実施計画であります。

詳細につきましては、4ページの予算明細書でご説明申し上げます。

2ページをお開きください。キャッシュフロー計算書であります。

資金の増加額は、補正前の3,179万1,770円に258万7,556円追加し、3,437万9,326円となり、資金期末残高は9億1,681万2,776円となります。

次に3ページにつきましては、予定貸借対照表であり、表記のとおりであります。

4ページをお開きください。予算明細書であります。

収益的支出1款1項4目総係費を194万7,000円追加したいというものであります。

この内訳としまして、1節給料、98万円の増、2節手当等、65万2,000円の増、5節法定福利費、14万2,000円の増、6節賞与引当金繰入額、17万3,000円の増は、福島県人事委員会勧告に伴う県の給与改定に準拠した人件費の補正であります。

5ページをご覧ください。実施計画説明資料及び損益勘定留保資金説明資料であります。

（1）収益的収支（損益勘定）であります。収益的収入4億9,921万5,000円、収益的支出4億7,374万5,000円、税込当期純利益2,547万円となり、ここから消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,533万6,000円、貯蔵品に係る仮払消費税及び地方消費税48万8,000円を差し引き、税抜当期純利益964万6,000円となるところであります。

補填財源の明細につきましては、5ページ下段「補てん財源明細書」のとおりであります。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第62号「令和6年度会津坂下町下水道事業会計補正予算（第3号）」について、ご説明申し上げます。

第1条、令和6年度会津坂下町下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第2条、令和6年度会津坂下町下水道事業会計予算（第3条）に定めた収益的支出の

予定額を、次のとおり補正したいというものであります。

第1款「下水道事業費用」を、既決予定額5億1,204万6,000円に14万円を追加し、5億1,218万6,000円にしたいというものであります。

第1項「営業費用」を、既決予定額4億7,144万6,000円に14万円を追加し、4億7,158万6,000円にしたいというものであります。

第3条、予算第4条に定めた資本的支出の予定額を、次のとおり補正したいというものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額1億1,821万9,000円の補填財源を、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、1,784万5,000円、引継現金、206万9,000円、当年度分損益勘定留保資金、9,190万円、利益剰余金、640万5,000円に改めたいというものであります。

第1款資本的支出を、既決予定額5億5,039万4,000円に78万2,000円を追加し、5億5,117万6,000円にしたいものであります。

第1項建設改良費を、既決予定額4億1,789万5,000円に78万2,000円を追加し、4億1,867万7,000円にしたいものであります。

第4条、予算第9条に定めた職員給与費の既決予定額2,653万3,000円に92万2,000円を追加し、2,745万5,000円に改めるものであります。

第5条、予算第11条に定めた当年度利益剰余金を1,135万2,000円に、資本的収支不足額に対する補填財源を640万5,000円に改めるものであります。

今回の補正は、福島県人事委員会勧告に伴う県の給与改定に準拠した人件費を計上したものであります。

1ページをお開きください。実施計画であります。

詳細につきましては、5ページの予算明細書で、ご説明申し上げます。

3ページをお開きください。キャッシュフロー計算書であります。

資金の増加額は、補正前の1億4,893万2,634円から79万9,000円を減額し、1億4,813万3,634円となり、資金期末残高は1億6,747万4,380円となります。

4ページをお開きください。予定貸借対照表であり、表記のとおりであります。

5ページをご覧ください。予算明細書であります。

収益的支出、1款1項2目処理場費を14万円追加したいというものであります。

この内訳としまして、1節給料、4万9,000円の増、2節手当等、7万2,000円の増、5節法定福利費、2万円の増、6節賞与引当金繰入額、1,000円の減は、福島県人事委員会勧告に伴う県の給与改定に準拠した人件費の補正であります。

6ページをご覧ください。

次に、資本的支出、1款1項1目事務費を78万2,000円追加したいというものであります。

この内訳としまして、1節給料、49万6,000円の増、2節手当等、23万3,000円の増、5節法定福利費、7万1,000円の減、6節賞与引当金繰入額、12万4,000円の増は、福島県人事委員会勧告に伴う県の給与改定に準拠した人件費の補正であります。

7 ページをご覧ください。実施計画説明資料及び損益勘定留保資金説明資料であります。

(1) 収益的収支（損益勘定）ではありますが、収益的収入 5 億4,138万3,000円、収益的支出 5 億1,218万6,000円、税込当期純利益2,919万7,000円となり、ここから消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,784万5,000円を差し引き、税抜当期純利益1,135万2,000円となるところであります。

(2) 資本的収支（資本勘定）の不足額 1 億1,821万9,000円の補填財源の明細につきましては、下段「補てん財源明細書」のとおりであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（赤城大地君）

以上をもって議案の説明を終わります。

◎議案の委員会付託について

◎議長（赤城大地君）

日程第 5 「議案の委員会付託について」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案第55号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を、議会改革特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

ご異議ないものと認めます。

よって、議案第55号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」は、議会改革特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

なお、委員会に付託する議案以外の質疑は、最終日に行いますので、ご承知おきください。

◎請願・陳情の常任委員会付託

◎議長（赤城大地君）

日程第 6 「請願・陳情の常任委員会付託」を議題といたします。

去る11月28日の正午までに受理した「請願・陳情」は、お手元にその写しを配付しておりますので、請願及び陳情番号、受理年月日、件名、請願者及び陳情者の住所・氏名、紹介議員名を職員に朗読させます。

◎書記（田中啓太君）

請願番号第7号、受理年月日、令和6年11月25日、件名「福島県の自然と景観を過剰な再生エネルギー開発から守るための法的な整備を求める意見書提出の請願について」。請願者住所氏名、福島県会津若松市東山町大字石山字天寧278、会津の自然と景観を守る会、会長、木村保幸。紹介議員、青木美貴子、物江政博。

陳情番号第1号、受理年月日、令和6年11月20日、件名、「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出について。陳情者住所氏名、福島県会津若松市城東町16-1、会津地方労働組合総連合、議長、折笠由美子。

◎議長（赤城大地君）

請願第7号について、紹介議員の説明を求めます。

◎9番（青木美貴子君）

議長、9番。

◎議長（赤城大地君）

9番、青木美貴子君。

◎9番（青木美貴子君）

福島県の自然と景観を過剰な再生エネルギー開発から守るための法的な整備を求める意見書提出の請願について。

地球環境問題がクローズアップされる現在、再生可能エネルギーは、輸入に頼らない純国産エネルギーであり、しかも発電時にCO₂を出さないなどのメリットもあります。その一方、天候に左右されたり、その施設設置には広い土地が必要である、乱開発された山林の山肌は流出し、災害を誘発するなど、様々な課題も浮き彫りにされております。

現在、全国各地で多くの再生エネルギー発電施設の建設がされていますが、一部の開発については、広大な土地を確保するために森林を過剰なまでに伐採し、発電施設を設置する事案が頻発していることも事実であります。特に先進地といわれる西日本、中部地方においては、その傾向が顕著であり、山林を伐採し、山肌を露出させ、無理やり太陽光発電施設を設置するような行為は、本来CO₂の循環を担うはずの森林を破壊するという本末転倒な行為であると言わざるを得ません。

さらに、山林などの自然環境を開発しての再生エネルギー発電設備の設置は、景観の変化という意味でも大きな問題があります。古来町並みという景観を守るために、環境に優しいと言われる電気を送電するための電源や電柱は、景観の邪魔になるからという理由で多額の費用をかけて地中化されてきた歴史があります。自然景観の中に乱立するよう、大規模な風力発電施設は、まさに景観を損なう電信柱的な存在であります。幸いにも、会津はまだそのような過剰な再生エネルギー発電施設の開発設置という憂き目は広い範囲では受けておりませんが、全国を見渡すと、いつその開発の手がここ会津に押し寄せてもおかしくない状況であります。

私たちは決して再生エネルギーに反対という立場ではありません。再生可能エネルギー

一は、人類が永続的に発展するために重要な方法論であると認識しています。しかし、先祖伝来受け継がれてきた会津の自然と景観は私たちの宝であります。自然と景観を大幅に破壊する再生可能エネルギー発電施設の建設には反対の立場を取らざるを得ません。会津の美しい自然と景観を、この美しいまま子供たちに残し、伝えてやるためにも、次の措置を講ずるよう、福島県に意見書を提出していただきますよう、お願いいたします。

1、再生可能エネルギー開発に伴う林地開発における環境影響評価に景観に対する影響を考慮する要件を加えること。

2、県の審議会での検討事項に、開発による自然景観に対する悪影響等を考慮する要件を加えること。

3、大規模な再生可能エネルギー開発に伴うトラブルが顕著化する昨今、抜本的な法規制が可能となるような条例の制定を検討すること。

4、大規模な再生可能エネルギー発電施設開発に際しては、現在、電源開発地域に適用されている電源立地地域対策交付金（地元協力金）と同様の交付を検討し、その財源確保のために開発業者からの徴税措置を行えるよう、法的整備を検討すること。

5、開発事業者が開発許可・認可を受けた後に、運営主体の組織が大幅に改変された場合は、許可・認可または手続自体を無効とするか、再申請を必要とする旨の要件を付け加える法的な整備を検討することを挙げます。

以上でございます。

◎議長（赤城大地君）

これらの請願・陳情は、お手元に配付の請願陳情文書表に記載のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

◎議長（赤城大地君）

以上をもって本日の議事は全部終了いたしました。

12月6日から8日までは休会であります。12月9日は午前10時より本会議を開き、一般質問を行います。一般質問は11月21日の正午に通告を締め切っており、議員10名から通告を受けております。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午前11時44分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年12月5日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員